

## タイにおける税務の基礎知識 第5回

今回における源泉所得税について、少し考えてみたいと思います。

日本においても各種所得を支払う際には、その支払時において所得の種類に応じて定められた税率によって所得税を源泉徴収し、国に納付することとなっております。同様に、タイにおいても所得の種類に応じて税率が定められており、その税率に基づいて所得税を徴収し国に納付することとなります。

「源泉漏れ」という話を聞きますが、それはどのようなことかご存知でしょうか？

所得税の源泉徴収とは、利益を受ける者に代わって、所得の支払者があらかじめ所得税を徴収し、国に納付しているのですが、徴収すべき義務は支払者にあり、この徴収義務を怠り、源泉所得税が納付されていない状況を「源泉漏れ」と言います。源泉漏れを起こすと、徴収義務者(支払者)に対しては、ペナルティが課せられる一方で、利益の受益者との間では、所得税を徴収し忘れたことによって、その分だけ多く現金を支払ってしまったという状況になります。この場合、受益者がすぐに過大に支払ってしまった源泉所得税相当分の現金を戻してくれれば問題は大きくなりませんが、所得税相当分を戻してくれないような場合には、支払者にとってはさらに深刻な問題を抱えることとなります。

源泉所得税相当分を戻してくれないような場合には、支払った金額が源泉所得税控除後の金額とみなし、源泉所得税相当分を上乗せ、すなわちグロスアップという計算を行って、源泉所得税を納付することになります。本来は受益者が負担すべき所得税であるはずなのに、ちょっとした手続きの誤りにより、支払者が負担することになることもしばしばです。特に海外との取引の場合には、その契約書の中で、税金については、どちらが負担するのかを明確にする必要があります。

このような問題に陥らないように、契約内容を再度確認するとともに、日々の業務の中でも、源泉徴収については、しっかりとしたチェック体制持っておく必要があります。

項 目	タイ	日本
- 源泉徴収義務者	- 支払者	- 支払者
- 納付期限	- 徴収日の属する月の翌月7日	- 徴収日の属する月の翌月10日
- 徴収税額	- 所得の内容に応じて、1%から37%(但し、給料等は累進税率)	- 所得の内容に応じて、10%から20%(但し、給与等は、累進税率)
- ペナルティ	- 延滞税1.5%(0.7%) なお税務調査による指摘の場合には、最高で納付税額と同額	- 不納付加算税5%または10% 延滞税14.6%(7.3%)

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。